（検定証印等の年月の表示に係る経過措置）

第四条　次の各号に掲げる年月又は年の表示は、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあっては、その有効期間の満了の年月までは（有効期間の定めのないものにあっては当分の間）、改正後検則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

一　この省令による改正前の特定計量器検定検査規則（以下「改正前検則」という。）第四十八条第一項中様式一又は様式二の定期検査を行った年月の表示

二　改正前検則第二十五条第一項中様式一から様式三までのいずれかの検定証印の有効期間の満了の年月の表示

三　改正前検則第二十六条第一項中様式一から様式三までのいずれかの検定を行った年月の表示

四　改正前検則第三十五条第一項中様式三又は様式四の型式承認表示を付した年の表示

五　改正前検則第五十六条第一項の計量証明検査を行った年月の表示

六　改正前検則第二十五条第一項及び第二十六条第一項の規定を準用する指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）第九条に規定する基準適合証印とともに付する計量法（平成四年法律第五十一号）第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示

（タクシーメーター装置検査済証に係る経過措置）

第五条　改正前検則第七十二条第二項の規定は、平成三十年三月三十一日までは、なおその効力を有する。

2　同項の規定により交付された装置検査済証は、装置検査済証印の有効期間の満了の年月までの間、なおその効力を有する。

○経済産業省令第七十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、基準器検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

基準器検査規則の一部を改正する省令

基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（基準器検査の申請） **第六条**　基準器検査を受けようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所（以下「検査機関等」という。）に提出しなければならない。 2～4　［略］ 5　第一項の申請書には、法第百四十四条第一項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書（当該発行から三十日以内のものに限る。）を添付することができる。	（基準器検査の申請） **第六条**　基準器検査を受けようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所（以下「検査機関等」という。）に提出しなければならない。 2～4　［略］ 5　第一項の申請書には、法第百四十四条第一項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書を添付することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省令第七十二号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）の施行に伴い、計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（型式の承認等に係る手数料の減額） **第四条**　手数料令第四条第一項第一号に規定する者が納付しなければならない手数料の額は、計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する試験の結果の証明書（以下この条において単に「証明書」という。）が添えられた型式ごとに、手数料令別表第四に掲げる金額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額（当該試験が二以上ある場合には、その合計額。）を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百円を加えた金額とする。 2　手数料令第四条第一項第二号に規定する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる型式ごとに当該各号に定めるとおりとする。ただし、構造検定の方法（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第十七条に規定する構造検定の方法をいう。第二号において同じ。）のうち特定計量器検定検査規則第二章から第二十六章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式（別表第一の二第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号から第五号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号までに掲げる特定計量器のものを除く。）については、五万千七百円とする。 一　別表第一の二に掲げる特定計量器の型式　同表に掲げる金額	（型式の承認等に係る手数料の減額） ［新設］ **第四条**　手数料令第四条第一項ただし書に規定する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる型式ごとに当該各号に定めるとおりとする。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第十七条に規定する構造検定の方法のうち特定計量器検定検査規則第二章から第二十六章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式（別表第一第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号から第五号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号までに掲げる特定計量器のものを除く。）については、五万千七百円とする。 一　別表第一に掲げる特定計量器の型式　同表に掲げる金額